

お茶の水女子大学学报

平成5年1月1日
お茶の水女子大学庶務課

目 次

◇ 関係法令	2	◇ 人 事	29
◇ 学内規則	3	◇ 新任部局長紹介	31
○お茶の水女子大学教官選考の基準に関する内規	3	◇ 学 事	32
○お茶の水女子大学客員教授及び客員助教授の選考に関する規程の一部を改正する規程	3	○平成5年度お茶の水女子大学大学院人間文化研究科学生募集要項	32
○お茶の水女子大学女性文化研究センター規則の一部を改正する規則	4	◇ 諸 報	39
○お茶の水女子大学女性文化研究センター運営委員会規程の一部を改正する規程	4	○学位記授与式について	39
○お茶の水女子大学女性文化研究センター研究委員会内規の一部を改正する内規	4	○奨学金授与式について	39
○お茶の水女子大学生生活環境研究センター規則の一部を改正する規則	4	○平成4年秋の叙勲について	41
○お茶の水女子大学生生活環境研究センター運営委員会規程の一部を改正する規程	4	○永年勤続者表彰について	41
○お茶の水女子大学事務組織規程の一部を改正する規程	4	○海外渡航	42
○お茶の水女子大学組換えDNA実験安全管理規則	5	○研 修	42
○お茶の水女子大学組換えDNA実験安全委員会規程の一部を改正する規程	28	○健康診断	43
○お茶の水女子大学事務組織細則の一部を改正する細則	28	○レクリエーション行事	44
○お茶の水女子大学補償事務主任者の官職指定に関する要項の一部を改正する要項	28	◇ 日 誌	46
○お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則	28		

関係法令

〔法律〕

- 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（92号、12月16日官報）
- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（93号、12月16日官報）
- 著作権法の一部を改正する法律（106号、12月16日官報）

〔政令〕

- 勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（381号、12月16日官報）
- 著作権法施行令の一部を改正する政令（382号、12月16日官報）

〔省令〕

- 文部省設置法施行規則の一部を改正する省令（文部省令35号、10月21日官報）
- 国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（文部省令36号、11月2日官報）
- 学校保健法施行規則の一部を改正する省令（文部省令37号、11月26日官報）
- 著作権法施行規則の一部を改正する省令（文部省令38号、12月26日官報）

〔規則〕

- 人事院規則9-30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則9-30-18、10月30日官報）
- 人事院規則9-55（特勤勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則9-55-24、12月1日官報）
- 人事院規則1-4（現行の法律、命令及び規則に廃止）の一部を改正する人事院規則（人事院規則1-4-12、12月16日官報）
- 人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等に基準）の一部を改正する人事院規則（人事院規則9-8-19、12月16日官報）
- 人事院規則9-34（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則9-34-8、12月16日官報）

- 人事院規則9-49（調整手当）等の一部を改正する人事院規則（人事院規則9-49-6、12月16日官報）
- 人事院規則9-57（教職調整額の支給方法等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則9-57-8、12月16日官報）
- 最高号俸給等を受ける職員の俸給の切替え等（人事院規則9-94、12月16日官報）
- 平成四年改正法規則第十一項の規程による住宅手当の支給（人事院規則9-95、12月16日官報）

〔告示〕

- 平成五年度科学研究費補助金奨励研究（B）による研究課題を公募する件（文部省告示111、12月1日官報）

学 内 規 則

○平成4年お茶の水女子大学規則第36号

お茶の水女子大学教官選考の基準に関する内規（昭和28年2月11日制定）の全部を改正する内規を次のように定める。

平成4年10月28日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学教官選考の基準に関する内規
(教授の資格)

第1条 教授候補者は、次の各号の一に該当し、かつ専門分野に関して高度の教育研究能力があると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 大学において教授の経歴のある者
- 四 大学において助教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- 五 研究所、試験所、調査所等に在職し、専門分野について顕著な研究上の業績があると認められる者
- 六 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能・実績を有する者
- 七 専門分野について、特に優れた知識および経験を有する者

(助教授の資格)

第2条 助教授候補者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- 一 前条に規定する教授となることのできる者
- 二 大学等において3年以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- 三 研究所、試験所、調査所等に在職し、専門分野について研究上の業績があると認められる者
- 四 専門分野について、優れた知識および経験を有する者

(講師の資格)

第3条 講師候補者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 第1条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専門分野について教育上の能力があると認められる者

(助手の資格)

第4条 助手候補者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力があると認められる者

附 則

この内規は、平成4年10月28日から施行する。

○平成4年お茶の水女子大学規則第37号

お茶の水女子大学客員教授及び客員助教授の選考に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成4年10月28日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学客員教授及び客員助教授の選考に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学客員教授及び客員助教授の選考に関する規程（平成元年4月26日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第1項及び第2項」を「第1条及び第2条」に改める。

附 則

この規程は、平成4年10月28日から施行する。

○平成4年お茶の水女子大学規則第38号

お茶の水女子大学女性文化研究センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成4年10月28日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学女性文化研究センター規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学女性文化研究センター規則（昭和61年4月23日制定）の一部を次のように改正する。

第11条中「附属図書館事務部」を「庶務課」に改める。

附 則

この規則は、平成4年10月28日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

○平成4年お茶の水女子大学規則第39号

お茶の水女子大学女性文化研究センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成4年10月28日

お茶の水女子大学長 太田次郎
お茶の水女子大学女性文化研究センター運営委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学女性文化研究センター運営委員会規程（昭和61年4月23日制定）の一部を次のように改正する。

第8条中「附属図書館事務部」を「庶務課」に改める。

附則

この規程は、平成4年10月28日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

○平成4年お茶の水女子大学規則第40号

お茶の水女子大学女性文化研究センター研究委員会内規の一部を改正する内規を次のように定める。

平成4年10月28日

お茶の水女子大学長 太田次郎
お茶の水女子大学女性文化研究センター研究委員会内規の一部を改正する内規

お茶の水女子大学女性文化研究センター研究委員会内規（昭和61年4月23日制定）の一部を次のように改正する。

第5条中「附属図書館事務部」を「庶務課」に改める。

附則

この内規は、平成4年10月1日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

○平成4年お茶の水女子大学規則第41号

お茶の水女子大学生活環境研究センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成4年10月28日

お茶の水女子大学長 太田次郎
お茶の水女子大学生活環境研究センター規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学生活環境研究センター規則（昭和55年4月23日制定）の一部を次のように改正する。

第12条中「生活科学部事務部」を「庶務課」に改める。

附則

この規則は、平成4年10月28日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

○平成4年お茶の水女子大学規則第42号

お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成4年10月28日

お茶の水女子大学長 太田次郎
お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程（昭和55年4月23日制定）の一部を次のように改正する。

第8条中「生活科学部事務部」を「庶務課」に改める。

附則

この規程は、平成4年10月28日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

○平成4年お茶の水女子大学規則第43号

お茶の水女子大学事務組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成4年10月28日

お茶の水女子大学長 太田次郎
お茶の水女子大学事務組織規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学事務組織規程（平成2年3月28日制定）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「附属図書館事務部」を「庶務課」に改め、同条第3号中「生活科学部事務部」を「庶務課」に改める。

附則中第2項の前の見出しを削り、同項中「情報処理室」の前に「研究協力室及び」を加える。

同附則中第3項の前の見出しとして「(情報処理室)」を付し、同附則中第6項を第8項とし、第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

(研究協力室)

3 研究協力室においては、第12条第2号及び第3号に掲げるセンターの事務をつかさどる。

4 研究協力室に室長を置き、事務職員をもって充てる。

附則

この規程は、平成4年10月28日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

○平成4年お茶の水女子大学規則第44号

お茶の水女子大学組換えDNA実験安全管理規則（昭和62年11月25日制定）の全部を改正する規則を次のように定める。

平成4年10月28日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学組換えDNA実験安全管理規則

（目的）

第1条 この規則は、「大学等における組換えDNA実験指針（平成3年文部省告示第4号）」（以下「指針」という。）に基づき、お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における組換えDNA実験（以下「実験」という。）の計画及び実施に関し、必要な事項を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程で用いる用語の定義については、指針の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「部局」とは、理学部、生活科学部及び生活環境研究センターをいう。
- 二 「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

（学長等の責務）

第3条 学長は、本学における実験の安全確保に関して総括し、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- 一 第4条に規定する安全委員会委員及び第5条に規定する安全主任者を任命すること。
- 二 大臣承認実験について、安全委員会の審査を経て、文部大臣に承認を申請すること。
- 三 機関承認実験について、安全委員会の審査を経て、承認を与えること。
- 四 機関届出実験について、実験計画の届出を受理すること。
- 五 実験方法の改善の勧告又は実験の一部停止若しくは中止の命令を行うこと。
- 六 実験に関する規定の制定改廃に関すること。
- 七 その他実験の安全確保に必要な事項を実施すること。

2 部局長は、指針及びこの規則の定めるところにより、当該部局における実験の安全確保に関して次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- 一 実験方法の改善を勧告し、及び実験の一時停止を命ずること。
- 二 実験従事者の教育訓練及び健康管理に当たること。
- 三 その他実験の安全確保に関して必要な事項を実施すること。

(安全委員会)

第4条 本学に、実験の安全かつ適切な実施を確保するため、お茶の水女子大学組換えDNA実験安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

- 2 安全委員会に関する事項は、別に定める。

(安全主任者)

第5条 本学に、実験実施に伴う安全確保に関し、学長及び部局長を補佐するため組換えDNA実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）1人を置く。

- 2 安全主任者は、指針及び内部規則を熟知するとともに、生物災害に関する知識及び技術に習熟した者のうちから、学長が部局長と協議のうえ任命する。
- 3 安全主任者の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 安全主任者は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。
 - 一 実験が指針及びこの規則に従って適正に遂行されていることを確認すること。
 - 二 実験責任者に対して指導助言を行うこと。
 - 三 実験計画の承認に関する書類の写及び実験経過報告書（別紙様式9）を当該実験の終了又は中止から5年間保存すること。
- 四 その他実験の安全確保に関して必要な事項の処理に当たること。

(実験責任者)

第6条 実験を実施しようとするときは、その計画ごとに当該実験の従事者のうちから実験責任者を定めなければならない。

- 2 実験責任者は、指針及び内部規則を熟知するとともに、生物災害に関する知識及び技術に習熟した者でなければならない。
- 3 実験責任者は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。
 - 一 実験計画の立案及び実施に際しては、指針及びこの規則を十分遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理・監督に当たること。
 - 二 実験従事者に対して、指針、この規則及び安全委員会の定めるところにより、実験の安全確保に関する教育訓練を行うこと。
 - 三 大臣承認実験について、実験計画を部局長を経由して学長に提出すること。実験計画を変更する場合も同様とする。
 - 四 機関承認実験について、実験計画を部局長を経由して学長に提出し、その承認を受けること。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。
 - 五 機関届出実験について、実験計画を部局長を経由して学長に届け出ること。

実験計画を変更する場合も同様とする。

六 第18条に定める組換え体を含む試料及び廃棄物の保管及び運搬の記録を作成し、保存すること。

七 毎年度末に、実験経過報告書を安全主任者に提出するとともに実験の終了又は中止した時点において、速やかに組換えDNA実験終了（中止）報告書（別紙様式10）を所属部局長及び安全主任者を經由して学長に提出すること。

八 その他実験の安全確保に関して必要な事項を実施すること。

4 実験責任者は、その任務を果たすに当たり、安全主任者と十分連絡をとらなければならない。

（実験従事者）

第7条 実験従事者は、実験の計画及び実施に当たっては、安全確保について十分自覚し、必要な配慮をするとともに、指針及びこの規定を遵守し、安全主任者及び実験責任者の指示に従わなければならない。

2 実験従事者は、あらかじめ、微生物に係る標準的な実験法並びに実験に特有な操作方法及び関連する技術に精通し、習熟した者でなければならない。

3 実験従事者は、実験日ごとにその実験内容を含む記録を作成し、実験責任者の確認を得なければならない。

4 前項の記録は、実験責任者が保存するものとする。

（実験計画の申請手続等）

第8条 実験を実施しようとする実験責任者は、実施しようとする実験が指針に定める大臣承認実験又は機関承認実験に該当するときは、安全主任者の同意を得た上、別に定めるところにより、実験計画に関する関係書類を添え、所属部局長を經由し、学長に申請するものとする。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

2 学長は、前項の大臣承認実験の申請があつたときは、委員会の審査を経て、文部大臣に申請するものとする。

第9条 学長は、前条第1項の機関承認実験の申請があつたときは、委員会の審査を経て、承認を与えるか否かの決定を行うものとする。

第10条 実験を実施しようとする実験責任者は、実施しようとする実験が指針に定める機関届出実験に該当するときは、安全主任者の同意を得た上、別に定めるところにより、実験計画に関する書類を添えて当該部局長を經由し、学長に届け出るものとする。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

2 安全主任者は、前項の実験計画について、委員会に報告するものとする。

第11条 学長は、第8条第2項の申請に基づく承認を得たとき又は第9条の決定

を行つたとき若しくは前条第1項の届出を受理したときは、速やかに部局長を経由して当該実験責任者に通知するものとする。

第12条 学長は、当該実験が科学研究費補助金の交付を受けて行われる場合には、文部省に報告するものとする。

(審査の基準)

第13条 安全委員会が実験計画について審査する場合の基準は、指針及びこの規則の定めるところによる。

(実験従事者の登録)

第14条 実験に従事しようとする者は、あらかじめ安全主任者の同意を得て部局長に申請し、実験従事者名簿への登録を受けなければならない。

2 前項の申請をした者は、部局長の指示に従い第20条に規定する健康診断を受けなければならない。

3 部局長は、前項の健康診断において可とされた者でかつ、安全主任者が実験従事者として適当と認めたものに限り登録するものとする。

4 前項の登録の有効期限は、登録を受けた年度内とし、更新を妨げない。

(実験の安全な実施)

第15条 実験は、その安全を確保するため、微生物学実験で一般に用いられる標準的な実験法を基本とし、指針の定める実験の安全度評価に応じて、物理的封じ込め及び生物学的封じ込めを適切に組み合わせて計画し、実施しなければならない。

2 実験責任者及び実験従事者は、安全主任者の指導・助言の下に、実験計画に従って安全確保に十分配慮しつつ指針に定める実験実施要項に従って実験を実施しなければならない。

(施設・設備の管理保全)

第16条 部局長は、実験に使用する施設・設備を指針の定める物理的封じ込めの設備、実験室の設計及び実験実施要項等の基準に従って設置し、その管理及び保全に努めなければならない。

2 実験責任者は、実験に使用する施設・設備の保全状態について定期的に点検を行い、指針の定める物理的封じ込めの設備、実験室の設計及び実験実施要項等の基準に適合するよう努めなければならない。

(実験施設への立入り等)

第17条 実験室等へ出入りする者は、物理的封じ込めの程度に応じて指針に定める実験実施要項を遵守しなければならない。

2 実験責任者は、指針に定める実験実施要項を遵守し、当該実験の程度に応じて

実験室及び実験設備に、定められた表示をしなければならない。

(組換え体等の取扱)

第18条 実験責任者は、組換え体の取扱について、その組換え体を作製又は増殖する際に適用される指針に基づく実験の物理的封じ込めのレベルに応じて厳重に取り扱うとともに、組換え体を含む試料及び廃棄物を保管及び運搬する場合は、指針に基づき、保管管理簿及び運搬管理簿を備え、必要事項を記録し、保存しなければならない。ただし、P2レベル以下の物理的封じ込めを必要とする組換え体を含む試料及び廃棄物の記録は、実験記録をもつて代えることができる。

2 実験責任者は、組換え体を含むすべての廃棄物については、指針を遵守し、安全確保に必要な措置を講じなければならない。

(教育訓練)

第19条 部局長及び実験責任者は、実験開始前に実験従事者に対し、指針及びこの規程を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

- 一 危険度に応じた微生物安全取扱技術
- 二 物理的封じ込めに関する知識及び技術
- 三 生物学的封じ込めに関する知識及び技術
- 四 実施しようとする実験の危険度に関する知識
- 五 事故発生の場合の措置に関する知識

(健康管理)

第20条 部局長は、実験従事者に対し健康診断及びその他健康を確保するため、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 実験の開始前及び開始後1年を超えない期間ごとに健康診断を行うこと。ただし、本健康診断は本学健康管理規程第12条に規定する一般定期健康診断をもつて代えることができる。
- 二 実験従事者が病原微生物を取り扱う場合には、実験開始前に予防治療の方策についてあらかじめ検討し、必要に応じ抗生物質、ワクチン、血清等の準備を行うこと。また、実験開始後6月を超えない期間ごとに特別定期健康診断を行うこと。
- 三 P3レベル以上の実験区域で実験が行われる場合には、実験開始前に実験従事者の血清を採取し、実験完了後2年間はこれを保存すること。
- 四 実験室内感染が疑われる場合には、直ちに健康診断を行い、適切な措置を講ずること。
- 五 実験従事者が次の一に該当するとき又は同様の報告を受けたときは、直ちに

調査するとともに、必要な措置を講ずること。

- (1) 組換え体を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。
- (2) 組換え体により皮膚が汚染されたとき。
- (3) 組換え体により実験室及び実験区域が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。
- (4) 健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかったとき。

2 健康診断の記録は、お茶の水女子大学健康安全管理規程第5条に定める健康管理医が作成し、実験従事者の所属する部局長がこれを保存するものとする。

(緊急事態発生時の措置)

第21条 実験責任者及び実験従事者は、地震、火災等の災害その他の事故により、実験試料による汚染が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、その旨を所属の部局長及び安全主任者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた部局長及び安全主任者は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、部局長は緊急事態発生の状況、講じた措置等を学長に報告しなければならない。

(雑則)

第22条 この規則の実施に関して必要な事項は、安全委員会の議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成4年10月28日から施行する。
- 2 第2条第2項第1号に規定する「部局」には、学則を改正する学則（平成4年9月30日規則第14号）附則第2項の規定により家政学部が存続する間当該学部を含むものとする。

別 表

承認及び届出の申請手続

承認又は届出の対象事項	提出書類及び提出部数
<p>1 文部大臣承認に係る実験 (大臣承認実験) 指針で封じ込め方法等の実験基準が明示されている実験以外の実験及び特に定められた実験</p>	<p>(1) 動植物培養細胞を宿主とする宿主-ベクター系をB 2レベルとして行う実験 〔指針附属資料第2の1の(2)〕</p> <p>(2) 指針別表5掲げられたもの以外に認定されていない宿主-ベクター系を用いて行う組換え体作製実験 〔指針附属資料第3の2の(2)の①〕</p> <p>(3) 組換え体増殖実験で宿主-ベクター系の変更を含む実験の一部 〔指針附属資料第5の(1)の③、④〕</p>
	<p>(4) 組換え体作製実験のうち、脊椎動物に対する蛋白性毒素産生を有する遺伝子を含む供与体を扱う実験の一部 〔指針附属資料第4の1の(1)及び2〕</p>
	<p>(5) 組換え体増殖実験のうち培養規模が20ℓを超えない実験において、脊椎動物に対する蛋白性毒素産生を有するDNAを扱う実験の一部 〔指針附属資料第4の1の(1)及び2〕 〔指針附属資料第6〕</p>
	<p>(6) 動物個体を用いる実験の一部 〔指針附属資料第12のIの2の(1)~(5)〕</p>
	<p>○ 組換えDNA実験計画申請書(別紙様式1)1部</p> <p>○ 組換えDNA実験(組換え体作製・増殖実験)計画書(別紙様式2)5部</p> <p>○ 未認定の宿主-ベクター系の使用計画書(別紙様式5)5部</p> <p>○ その他必要に応じ実験計画の内容を説明する資料5部</p> <p>○ 組換えDNA実験計画申請書(別紙様式1)1部</p> <p>○ 組換えDNA実験(組換え体作製・増殖実験)計画書(別紙様式2)5部</p> <p>○ 実験に用いる蛋白性毒素産生を説明する資料5部</p> <p>○ その他必要に応じ実験計画の内容を説明する資料5部</p> <p>○ 組換えDNA実験計画申請書(別紙様式1)1部</p> <p>○ 組換えDNA実験に準ずる実験(動物個体を用いる実験)計画書(別紙様式3)5部</p> <p>○ その他必要に応じ実験計画の内容を説明する資料5部</p>

	<p>(7) 植物個体を用いる実験の一部 〔指針附属資料第12のⅡの2の(1)～(4)〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組換えDNA実験計画申請書(別紙様式1)1部 ○ 組換えDNA実験に準ずる実験(植物を用いる実験)計画書(別紙様式4)5部 ○ その他必要に応じ実験計画の内容を説明する資料5部
	<p>(8) 上記の(1)～(6)以外の実験</p> <p>① 組換え体作製実験の一部 〔指針附属資料第3の2の(1)の①〕</p> <p>② 組換え体増殖実験のうちレベルダウンを含む実験の一部 〔指針附属資料第5の(1)の①、②〕</p> <p>③ 大量培養実験の一部 〔指針附属資料第7の2の(1)〕</p> <p>④ 組換え体増殖実験のうち、実験室以外における実験 〔指針附属資料第8〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組換えDNA実験計画申請書(別紙様式1)1部 ○ 組換えDNA実験(組換え体作製・増殖実験)計画書(別紙様式2)5部 ○ その他必要に応じ実験計画の内容を説明する資料5部
	<p>(9) 大臣承認実験により作製した動植物個体又はその子孫を他の研究者から譲り受ける場合 〔指針附属資料第12のⅠの4及びⅡの5〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 動植物個体又はその子孫の供与等の計画申請書(別紙様式6)1部 ○ 動植物個体又はその子孫の供与等の計画書(別紙様式7)5部
<p>2 学長の承認に係る実験 (機関承認実験) 〔実験指針で封じ込め方法等の実験基準が明示されている実験〕</p>	<p>(1) 認定された宿主-ベクター系を用いて行う組換え体作製実験など 〔指針附属資料第3の2の(1)の②〕 〔指針附属資料第3の2の(2)の②〕 〔指針附属資料第4の1の(2)〕 〔指針附属資料第5の(2)〕 〕 〔指針附属資料第6〕 〔指針附属資料第7の2の(2)〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組換えDNA実験計画申請書(別紙様式1)1部 ○ 組換えDNA実験(組換え体作製・増殖実験)計画書(別紙様式2)1部

	(2) 組換えDNA実験に準ずる実験のうち動物個体を用いる実験の一部 〔指針附属資料第12のIの2〕	○ 組換えDNA実験計画申請書(別紙様式1)1部 ○ 組換えDNA実験に準ずる実験(動物個体を用いる実験)計画書(別紙様式3)1部
	(3) 組換えDNA実験に準ずる実験のうち植物を用いる実験の一部 〔指針附属資料第12のIIの2〕	○ 組換えDNA実験計画申請書(別紙様式1)1部 ○ 組換えDNA実験に準ずる実験(植物を用いる実験)計画書(別紙様式4)1部
	(4) 機関承認実験により作製した動植物個体又はその子孫を他の研究者から譲り受け又は他の研究者に供与する場合 〔指針附属資料第12のIの4及びIIの5〕	○ 動植物個体又はその子孫の供与等の計画申請書(別紙様式6)1部 ○ 動植物個体又はその子孫の供与等の計画書(別紙様式7)1部
3 学長への実験計画の届出を必要とする実験 (機関届出実験) 実験指針で封じ込め方法等の実験基準が明示されている実験	認定された宿主-ベクター系を用いて行う組換え体作製実験の一部 〔指針附属資料第3の2の(1)の③〕 機関承認実験又は機関届出実験によって作製した組換え体を増殖させる実験で、組換え体作製実験における物理的封じ込めレベルと同じレベルで行う実験 〔指針附属資料第5の(3)〕	○ 組換えDNA実験計画申請書(別紙様式1)1部 ○ 組換えDNA実験(組換え体作製・増殖実験)計画書(別紙様式2)1部
4 実験等の安全確保措置の確認申請	機関承認実験のうち、学術審議会に対し、実験の安全確保のための措置が十分であることをの確認を求める場合	○ 実験等の安全確保措置確認申請書(別紙様式8)1部 ○ 実験等の実験計画書5部

(注1) 上表の申請書類の提出期限は、毎月10日とする。

(注2) 科学研究費補助金に係る実験の申請書類の提出期限は、(注1)に係わらず毎年10月31日とする。

(注3) 科学研究費補助金に係る実験については、上表の申請書類の外に、研究計画調書の写を5部(上表の2(機関承認実験)、3(機関届出実験)については3部)添付すること。

別紙様式1

組換えDNA実験計画 [申請書]
[届出書]

平成 年 月 日

殿

研究機関	所在地	(〒)
	名称	
	代表者職・氏名	(印)

下記の組換えDNA実験の実施について [承認を申請します。]
[届け出ます。]

記

No.	組換えDNA実験の課題名	実験責任者の所属・職・氏名

別紙様式 2

組換えDNA実験（組換え体作製・増殖実験）計画書

NO.
(注1)

実験責任者	所属部局の所在地	(〒)
	所属機関・部局・職	
	氏 名	(印)
連絡者 (注2)	名称・所在地	(〒)
	職・氏名	

課 題 名	
実験実施期間(注3)	年 月 から 年 月 まで
実験の主目的(注4)	

作 製 実 験	D N A 供 与 体		宿 主 (注6)	ベクター (注7)	封じ込めレベ ル (注8)	蛋白毒素産生能 (注10)	備 考 (注9)
	供与体生物及び DNAの種類 (注5)	クローン化しようと するDNAの種類					

増殖実験・大量培養実験	クローン化するDNAの由来 (注11)	宿 主 (注6)	ベクター (注7)	封じ込めレベ ル (注8)	蛋白毒素産生能 (注10)	備 考 (注9)

実験場所	名称					
	所在地	(〒)				
	位置 (注12)					
	構造 (注13)					
	設備 (注14)					
実験従事者	氏名	所属期間・部局・職	病原微生物取扱経験(注15)	組換えDNA実験経験(注16)		
実験経費(注17)		科学研究費補助金	特定研究費	奨学寄附金	受託研究費	その他
その他参考となる事項 (注18)						
安全委員会の本実験計画 に対する意見						
		安全委員会委員長の部局・職	氏名 (印)			

- (注1) 申請書の記の課題に付した番号を記入すること。
 (注2) 連絡者の部局・職・氏名を記載すること。
 (注3) 原則として5年以内とする。
 (注4) 実験を行う目的、必要性を具体的かつ簡明に記入すること。
 (注5) 供与体の種名、系統及び用いるDNAの種類を記入すること。
 (注6) 由来と系統名を記入すること。文部大臣の承認を受けた宿主-ベクター系のうち、認定に際して系統名が明記してある系統については、系統名のみを記入すればよい。
 (注7) 由来と種類を記入すること。文部大臣の承認を受けた宿主-ベクター系のうち、認定に際して種類が明記してある種類については、種類のみを記入すればよい。
 (注8) 物理的封じ込めレベル及び生物学的封じ込めレベルを記入すること。ただし、未認定の宿主-ベクター系を用いている場合には、別紙様式の未認定の宿主-ベクター系の使用計画書を作成し、添付すること。
 (注5-注8) 同一課題内において、供与体と宿主-ベクター系の組合せが複数となる場合には、それぞれの組合せごとに記入すること。
 (注9) 別紙から該当するものを、字下線の引いてあるものの番号を記入すること。
 (注10) 有、無について記載すること。有の場合はLD50の値を記入すること。
 (注11) DNA供与体生物、DNAの種類、DNAの性質、作製者、年月、掲載文献等を記入すること。
 (注12) 実験室あるいは実験区域の位置を図示すること。
 (注13) P3以上の施設について記載すること。
 (注14) P2以上の施設について記載すること。
 (注15、16) 有、無について記載すること。
 (注17) 該当のものに印を付けること。その他は教官当たり積算校費である。
 (注18) 同一実験費責任者が類似の実験の承認を受けた実績がある場合は、その旨を記入すること。

別紙

文部大臣の承認事項

- 1 動植物培養細胞を宿主とする場合の生物学的封じ込めレベルの変更
- 2 組換え体作製実験
 - 2-1 ア 原核生物及び下等真核生物のうち、病原性のあることが新たにみられたものをDNA供与体とする実験
 - イ 真核生物のウイルスのうち、別表4-(1)に掲げるもの及び別表4に掲げられていないものをDNA供与体とする実験
 - ウ 機関承認実験、機関届出実験、適用外実験の全てにふくまれない実験
 - 2-2 適用外実験を除き、別表5にないDNA供与体および宿主-ベクター系を用いる実験
- 3 組換え体作製実験のうち、蛋白性毒素産生能を有する遺伝子を含む供与体を扱う実験
 - ア EK1、EK2を用いる実験で、有毒物質のLD50が100ng/kg以下の実験
 - イ EK1、EK2以外を用いる実験
- 4 組換え体増殖実験
 - 4-1 レベルダウン
 - ア 大臣承認実験によって作製した組換え体の増殖実験の物理的封じ込めレベルのレベルダウン
 - イ 機関承認実験によって作製した組換え体の増殖実験の物理的封じ込めレベルの2レベルのレベルダウン
 - 4-2 宿主-ベクター系の変更
 - ア 病原性のあることが新たに認められた原核生物及び下等真核生物を宿主とする実験
 - イ 動植物培養細胞を宿主とし、別表4-(1)に掲げるウイルス及び別表4にないウイルスをベクターとする実験

5 大量培養実験

5-1 レベルダウン

- ア 生物学的安全性が特に高いことが確認された組換え体を用いる実験をLS-Cレベルとする
- イ 生物学的安全性が特に高いことが確認された組換え体を用いる実験を指針に示された封じ込めレベル以外の特別の物理的封じ込め方法で行う実験

5-2 機関承認実験、適用外実験ではない実験 (20ℓ以下の培養でP3、P4レベルの封じ込めを必要とする大量培養実験、認定された宿主-ベクター系に組み込まない場合など)

6 組換え体増殖実験のうち、実験室外における実験

7 動物個体を用いる実験

7-1 異種DNA、組換え体の接種

- ア 原核生物、下等真核生物のうち病原性のあることが新たに認められたものを供与体として作製した異種のDNA分子または組換え体を用いる実験
- イ 真核生物のウイルスのうち、別表4-1)の掲げるものを及び別表4にないものを供与体またはベクターとして作製した異種のDNA分子または組換え体を用いる実験。
- ウ 霊長類を用いて行う実験
- エ 実験に用いた動物個体の子孫を得て第1代と異なる管理を行う実験
- オ 実験室外の特定の区画された区域において飼育する実験

7-2 大臣承認実験により作製した動物個体またはその子孫を他の研究者から譲り受ける場合

8 植物個体を用いる実験

8-1 異種DNA、組換え体の接種

- ア 原核生物、下等真核生物のうち病原性のあることが新たに認められたものを供与体として作製した異種のDNA分子または組換え体を用いる実験
- イ 真核生物のウイルスのうち、別表4-1)に掲げるもの及び別表4にないものを供与体またはベクターとして作製した異種のDNA分子または組換え体を用いる実験
- ウ 実験に用いた植物個体の子孫を得て第1代と異なる管理を行う実験
- エ 実験室外の特定の区画された区域 (培養室、温室、網室、隔離圃場等) において培養する実験

8-2 大臣承認実験により作製した植物個体等を他の研究者から譲り受ける場合

別紙様式 3

組換えDNA実験に準ずる実験（動物固体を用いる実験）計画書

動物種（注1）					
譲り受け	供与者		（年月日		承認者（注2）
作	導入等段階	卵	胚	胚仔	成体
	その他（注3）（				
製	異種のDNA分子、組換えDNA分子または組換え体				
	導入方法				
飼育場所					
飼育方法（逃亡防止設備、排せつ物、飼育水等の消毒または焼却等）					
個体管理方法					
動物個体の子孫と管理方法					
実験終了後の処置					

（注1）系統（Strain）まで記入すること。系統が明らかでない動物についてはその出所を付記することが望ましい。

（注2）供与者の作製実験を承認した学長等

（注3）卵母細胞、精子、培養細胞等具体的に記入する。

別紙様式 4

組換えDNA実験に準ずる実験（植物を用いる実験）計画書

植物種（注1）										
譲り受け	供与者				（年月日		承認者（注2）			）
作	導入等段階	種子	孢子	花粉	培養細胞	組織	器官	個体（in vitro		その他）
	異種のDNA分子、組換えDNA分子または組換え体									
製	導入方法									
	栽培場所・培養場所									
栽培・培養方法（水の処理等）										
種子・孢子等の処置										
植物個体の子孫と管理方法										
同時に利用する微生物、動物										
実験終了後の処理（種子等の後代も含む）										

（注1）種名（Species）まで記入すること。対応する和名があるときは、それを括弧内に付記することが望ましい。
全実験期間中、in vitroで行われる場合には、属名（Genus）を記入し、種名は省略してもよい。

（注2）供与者の作製実験を承認した学長等

別紙様式 5

未認定の宿主－ベクター系の使用計画書

宿主－ベクター系	宿 主	
	ベ ク タ ー	
	特 徴 等	
	生物学的封じ込めレベル (注1)	B 1 B 2
実験責任者	研究機関名 及び所在地 (〒)	
	所属部局・職 氏 名	(印)
当該宿主－ベクターの使用例	国内において、承認を受けて実施された使用例	
	諸外国における使用例	
指針第2章第2節第3の審査事項	未認定の宿主－ベクター系の使用の必要性	
	使用する宿主及びベクターの属する生物種の属性	
	自然条件下での生態学的挙動 (注2)	
	生理学的性質 (注3)	
	遺伝子交換範囲とその機構	
	病原性及び毒素産生	

指針第2章第2節第3の審査事項	寄生性及び腐生産	
	人間との接触の歴史	
	実験室における殺菌の容易さ (注4)	
	由来及び履歴	
	遺伝子交換範囲 (注5)	
	ベクターの宿主依存度	
	宿主及びベクターの作製の手順並びに導入された変異の由来、性質及び導入方 (注6)	
上記各事項を総合的に判断して、B1又はB2の封じ込め効果を持つと考えられる根拠		

- (注1) 該当するものを○で囲むこと。
- (注2) 生息条件、生育可能限界温度、自然条件下での生存率等について説明すること。
- (注3) 栄養要求性、薬剤耐性等について説明すること。
- (注4) 主な殺菌方法を示すこと。
- (注5) 必要に応じ使用するベクターの遺伝子地図又は塩基配列を明らかにし、その上で、交換範囲を説明すること。
- (注6) B2レベルでの使用の承認を受けようとする場合に説明すること。
- (注7) 上の表の各欄の事項に関して、より詳細な、又は関連した記載を要する場合には、別紙として添付すること。特に、それらの記載が未発表のデータ又は使用に基づくものである場合は、その根拠となるデータ又は資料を添付すること。

別紙様式 6

動植物固体又はその子孫の供与等の計画申請書

平成 年 月 日

殿

研究機関	所在地	(〒)
	名称	
	代表者職・氏名	(職印)

下記の動植物個体又はその子孫の供与等について承認を申請します。

記

No.	供与の対象となる動植物の系統名	実験責任者の所属・職・氏名

別紙様式7

動植物固体又はその子孫の供与等の計画書

NO.
(注)

申請者(機関・部局・職)

(氏名)

印

供与者について	所属部局の所在地		(〒)
	機関・部局・職		
	氏名		
	供与システム		
	植す動物	動植物個体の特徴等	
	製作	課題名	
	実した	年月日	
	験	承認者	
	所属部局の所在地		(〒)
	機関・部局・職		
氏名			
機関の事業内容			
利用目的			

(注) 申請書の課題に付した番号を記入すること。

別紙様式 8

実験等の安全確保措置確認申請書

平成 年 月 日

文 部 大 臣 殿

研究 機 関	所 在 地	(行)
	名 称	
	代表者職・氏名	(職印)

下記の実験の安全確保のための措置が十分であることの確認を
求める申請をします。

記

No.	組 換 え D N A 実 験 の 課 題 名	実 験 責 任 者 の 所 属 ・ 職 ・ 氏 名

別紙様式 9

組換えDNA実験経過報告書

承認番号(注1)

実験責任者	所属部局の所在地	(〒)					
	所属機関・部局・職						
	氏名	(印)					
実験の場所	名 所 在 地	(〒)					
	連 絡 先 (注2)	(☎)					
実験の内容	課 題 名	D N A 供 与 体		宿 主 (注4)	ベクター (注5)	封じ込め (注6)	実験実施期間
		使用した供与体生物及びDNAの種類(注3)	クローン化したDNAの種類				
物理的封じ込めに係る施設・設備	施設・設備の使用状況 (注7)						
	実験に係る施設・設備の安全管理状況 (注8)						
実験従事者	実験従事者の氏名及び異動状況						
	実験従事者の健康状態等						
備 考	(注9)						

安全主任者の確認 (印)

- (注1) 最新の承認番号を記入すること。
(注2) 連絡者の所属部局・職・氏名を記入すること。
(注3) 供与体の種名、系統名及び用いたDNAの種類を記入すること。指針第2章に規定する組換え体の増殖実験の場合は、「増殖実験」と記入すること。
(注4) 由来と系統名を記入すること。文部大臣の認定を受けた宿主-ベクター系のうち、認定に際し系統名が明記してある系統については、系統名のみ記入すればよい。
(注5) 由来と種類を記入すること。文部大臣の認定を受けた宿主-ベクター系のうち、認定に際し種類が明記してある種類については、種類のみを記入すればよい。
(注6) 物理的封じ込めレベル及び生物学的封じ込めレベルを記入すること。ただし、未認定の宿主-ベクター系を用いた場合には、物理的封じ込めレベルのみを記入すること。
(注7) 使用状況を具体的かつ簡明に記入すること。
(注8) 安全キャビネットの定期点検状況等当該実験に係る施設・設備の安全管理の状況を具体的に記入すること。
(注9) 実験中に生じた問題点、意見等があれば簡明に記入すること。

別紙様式10

組換えDNA実験終了（中止）報告書

承認番号（注1）

実験責任者	所属部局の所在地				(〒)		
	所属機関・部局・職						
	氏名					(印)	
課題名							
実験の場所	名称所在地					(〒)	
	連絡先 (注2)					(☎)	
実験の開始及び終了日							
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日							
実験の終了（中止）に伴う措置等	実験によって得られた組換え体等の管理に関する措置（注3）	管理の対象となる組換え体等の概要 (注4)					
		措置の区分 (注5)	処分	移管	保管又は他の実験に活用		
		移管の場合の責任者 (注6)	所属部局の所在地				(〒)
			所属機関・部局・職 氏名				
		他の実験に活用する場合の実験計画の概要					
実験従事者氏名及びその健康状態							
備考 (注7)							

安全主任者の確認

(印)

(注1) 最新の承認番号を記入すること。

(注2) 連絡者の所属部局・職・氏名を記入すること。

(注3) 実験終了（中止）時において実験責任者の管理下にあるものを対象とすること。

(注4) 保管している書類及び組換え体等の数量について、簡明に記入すること。

(注5) 該当欄に○を付すこと。

(注6) 複数の者に分割して移管する場合は、別葉にて、その旨添付すること。

(注7) 実験中に生じた問題点、意見等があれば簡明に記入すること。

○平成4年お茶の水女子大学規則第45号

お茶の水女子大学組換えDNA実験安全委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成4年10月28日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学組換えDNA実験安全委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学組換えDNA実験安全委員会規程の一部を次のように改正する。第2条第1項第2号を次のように改める。

二 実験計画の「大学等における組換えDNA実験指針」（平成3年文部省告示第4号）及び規則に対する適合生に関する事項

第3条第1項第6号を次のように改める。

六 生活科学部事務長

附 則

この規程は、平成4年10月28日から施行する。

○平成4年お茶の水女子大学規則第/号

お茶の水女子大学事務組織細則の一部を改正する細則を次のように定める。

平成4年10月28日

お茶の水女子大学事務局長 統橋延幸

お茶の水女子大学事務組織細則の一部を改正する細則

お茶の水女子大学事務組織細則（平成3年7月26日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「5係」を「6係」に改め、同条同項中「職員係」の次に次の一行を加える。

研究協力係

同条第2項中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号から第13号までを3号ずつ繰り上げる。

同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 研究協力係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 女性文化研究センターに関すること。
- (2) 生活環境研究センターに関すること。
- (3) 研究助成金の申請に関すること。
- (4) 在外研究員及び内地研究員に関すること。
- (5) 学術団体等の連絡に関すること。
- (6) 所掌事務に係る調査統計その他諸報告に関すること。

第11条第2項を次のように改める。

2 総務係においては、規程第10条第2項に掲げる事務をつかさどる。

第12条第2項第8号を削る。

附 則

この細則は、平成4年10月28日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

○平成4年お茶の水女子大学規則第/号

お茶の水女子大学補償事務主任者の官職指定に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成4年10月28日

お茶の水女子大学事務局長 統橋延幸

お茶の水女子大学補償事務主任者の官職指定に関する要項の一部を改正する要項

お茶の水女子大学補償事務主任者の官職指定に関する要項（昭和61年4月11日制定）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

指 定 官 職	組 織 区 分 の 範 囲
庶 務 課 長	事務局、 大学院人間文化研究科
研 究 協 力 室 長	女性文化研究センター、 生活環境研究センター
学 務 課 長	学生部、保健管理センター
文 教 育 学 部 事 務 長	文教育学部
理 学 部 事 務 長	理学部、附属臨海実験所
生 活 科 学 部 事 務 長	生活科学部
附 属 図 書 館 事 務 長	附属図書館
附 属 学 校 部 事 務 室 長	附属高等学校、附属中学校、 附属小学校、附属幼稚園、 附属学校部

附 則

この要項は、平成4年10月28日から実施し、平成4年10月1日から適用する。

○平成4年お茶の水女子大学規則第46号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

平成4年11月25日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則

お茶の水女子大学学則（昭和24年5月31日制定）の一部を次のように改正する。

第1章第1節中第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究水準の向上を図り、その状況について自ら点

検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

附 則

この学則は、平成4年11月25日から施行する。

人 事

◎常勤職員

発令年月日	氏 名	異 動 内 容	異 動 区 分	異動前の所属・官僚
4. 10. 26	室 井 みゆき	附属小学校教諭 任期 4. 12. 6まで	臨時的任用	
4. 11. 1	浅 井 清	附属図書館長辞任 評議員辞任	併任解除	(文教育学部教授)
"	佐 藤 保	附属図書館長 評議員 併任期間 6. 10. 31まで	併 任	(文教育学部教授)
4. 12. 1	千 歳 壽 一	教授 (文教育学部)	昇 任	助教授 (文教育学部)
4. 12. 2	春 日 喬	文教育学部長事務代理 (命)	公 の 名 称	(文教育学部教授)
4. 12. 7	室 井 みゆき	任用更新 任期 5. 1. 22	臨時的任用	(附属小学校教諭)
4. 12. 8	春 日 喬	文教育学部長事務代理 (免)	公 の 名 称	(文教育学部教授)
4. 12. 16	中 村 弓 子	教授 (文教育学部)	昇 任	助教授 (文教育学部)
4. 12. 26	古 田 悦 子	文部技官 (理学部)	採 用	

◎非常勤職員

発令年月日	氏名	異動内容	異動区分	異動前の所属・官僚
4. 10. 31	濱野光代	辞任承認		理学部
"	首藤美香子	"		生活科学部
4. 11. 1	小役丸幸子	教務補佐員(生活科学部)	4. 11. 1～5. 3. 31	
4. 11. 9	亀田和江	事務補佐員(理学部)	4. 11. 9～5. 3. 31	
4. 11. 30	岩本由美子	辞任承認		文教育学部
4. 12. 1	藤田志麻	教務補佐員(文教育学部)	4. 12. 1～5. 3. 31	
"	大久保尚子	教務補佐員(生活科学部)		
4. 12. 31	有澤真理子	辞任承認		理学部
"	内山良重	"		生活科学部

◎非常勤講師

発令年月日	氏名	異動内容	異動区分	異動前の所属・官僚
4. 11. 1	宇都宮京子	講師(文教育学部)	4. 11. 1～5. 3. 31	
"	渡辺保	"	"	淑徳短期大学教授
4. 11. 16	西山樟生	講師(理学部)	4. 11. 16～5. 3. 31	東京大学助教授
"	井上康男	"	"	"
"	清水康	"	"	筑波大学助教授
4. 11. 21	ブリッチャード ジェイムズ	講師(附属高等学校)	4. 11. 21～5. 3. 31	任用更新
"	"	講師(附属中学校)	"	"
4. 12. 1	堀内光子	講師(家政学部)	4. 12. 1～4. 12. 31	内閣総理大臣官房参事官
"	キング・フィオーナ・ エリザベス	講師(附属中学校)	4. 12. 1～5. 3. 31	"
"	栗飯原影昭	講師(家政学部)	"	大妻女子大学教授
4. 12. 16	森重雄	講師(文教育学部)	4. 12. 16～5. 3. 31	電気通信大学助教授
"	小沢周三	"	"	東京外国語大学教授
"	池田進	講師(理学部)	"	高エネルギー物理学 研究所助教授
"	勝浦範子	講師(家政学部)	"	
"	渡辺伸	講師(附属高等学校)	"	信州大学助教授
"	三條俊彦	"	"	"

新任部局長紹介



(任期平成4年11月1日～平成6年10月31日) (新任)

(ふりがな) さとう たもつ
 氏 名 佐藤 保
 生 年 月 日 1934(昭和9)年4月6日
 出 身 地 新潟県
 専 攻 中国文学

〔略 歴〕

1962年 東京大学大学院博士課程中退
 同 年 オーストラリア国立大学研究員
 1965年 東京大学文学部助手
 1967年 国学院大学文学部講師
 1968年 同助教授
 1973年 お茶の水女子大学文教育学部助教授
 1979年 同教授

〔就任の言葉〕

大学の中央図書館として、いかなる方向で充実をはかるべきか、各方面のご意見を聞きながら、館員の皆さんと努力して行きたいと考えています。

学 事

○お茶の水女子大学大学院人間文化研究科（博士課程）

学 生 募 集 要 項

－ 平成5年度 －

1. 専攻別募集人員

専 攻 名	募集人員
比較文化学専攻	16名
人間発達学専攻	10名
人間環境学専攻	9名

2. 出願資格

下記に該当する女子とする。

- (1) 修士の学位を有する者（平成5年3月修士の学位を取得見込みの者を含む。）
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

3. 出願手続

(1) 出願書類等

1	入 学 願 書	本学所定の用紙
2	修士課程修了（見込）証明書	
3	修士論文要旨	1部（内容・形式は「6. 第二次試験手続 2」を参照のこと）
4	調 査 書	出身大学長又は研究科の長が作成したもの。（本学所定の用紙）
5	推 薦 書	指導教官又はそれに準ずる者が作成したもの。（本学所定の用紙）
6	健康診断書	保健所等公的医療機関で作成したもの。（本学所定の用紙）
7	検 定 料	24,000円（郵送の場合は、「郵便為替」とし、受取人欄に「お茶の水女子大学」と明記すること。）
8	受験許可書	在職中の者及び他の大学院に在学中の者は、所属長又は当該大学長が作成したもの。
9	返信用封筒	郵送の場合は、定形郵便用封筒に宛名を明記し272円切手を貼付すること。

(2) 出願方法

出願書類を一括し、所定の期日までに本学に提出すること。

なお、郵送する場合は書留速達郵便とし、封筒に「人間文化研究科入学願書在中」と朱書すること。

4. 出願期間・願書受付場所

(1) 出願期間

平成5年1月18日(月)～1月25日(月)(ただし、土曜日・日曜日を除く。)

受付時間 午前9時～11時30分 午後1時～3時

郵送の場合は、締切日までの消印有効

ただし、2. 出願資格(3)に該当する者の出願期間は、1月11日(月)～1月14日(木)とする。

(2) 願書受付場所

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科棟1階事務室

〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号

5. 第一次試験

(1) 試験期日 平成5年2月1日(月)

(2) 試験内容 筆記試験(論文・言語)

(3) 時間割

日 時 専攻名	2月1日(月)	
	10:00～11:15	13:00～14:20
比較文化学専攻 文化構造論講座 日本文化論講座 言語文化論講座 比較芸術論講座 比較社会構造論講座	論 文	言語(英語・独語・仏語・中国語・ 日本古典語から1言語)
科学文化論講座		言語(英語)
人間発達学専攻 発達基礎論講座 発達過程論講座 発達環境論講座		言語(英語・独語・仏語・中国語・ 日本古典語から1言語)
人間環境学専攻 人間生態論講座 生活環境論講座 環境基礎論講座		言語(英語)

注1) 「論文」は人文・社会系と自然系にわかれているので、いずれかを選択すること。

注2) 言語試験について

ア. 英語・独語・仏語・中国語については、辞書の使用を認める。

イ。「日本古典語」は、古文・日本漢文・古文書とし、3種目の中から2種目を試験場で選択すること。

(4) 試験場所 お茶の水女子大学人間文化研究科棟

(5) 第一次合格発表 平成5年2月8日(月)正午、人間文化研究科棟1階公示板に掲示する。

6. 第二次試験手続

第一次試験合格者は、2月12日(金)午前9時から午後5時までに、人間文化研究科棟1階事務室に次の書類を提出すること。

1	修士論文	2部 ただし、修士論文以外に別主題について発表した論文があり、その論文を主論文とすることを希望するときは、その旨を明記し、添付すること。 また、修士論文提出後の研究により修士論文を補足する研究成果のある場合には、その論文を添付することができる。 なお、修士論文をもたない場合は、これに代わるものを提出すること。 (いずれの場合も、2部提出すること。) 提出論文は、試験終了時に返却する。
2	上記論文 (主論文) の要旨	6部 2,000字以内、横書き、B4版用紙2枚(図表を含む。)におさめること。
3	研究計画書	6部 1,000字前後、横書き、B4版用紙1枚におさめること。

注) 2及び3は、2・3の順に1組ずつ左肩をホッチキス止めし、6部をクリップでまとめること。

7. 第二次試験

(1) 選考期日 平成5年3月3日(水)～3月5日(金)のうち本学で指定する日時

(2) 試験内容 口述試験(主論文及び研究計画)

(3) 試験場所 お茶の水女子大学人間文化研究科棟

8. 合格者発表 平成5年3月12日(金)正午

発表は、人間文化研究科棟1階公示板に合格者氏名を掲示するとともに、本人あてに合格通知書及び入学の関係書類を郵送する。

9. 入学料及び授業料

入学料 230,000円

授業料 411,600円(年額)

10. 注意事項

(1) 同一年度に、2専攻に出願することはできない。

(2) 出願手続き後は、いかなる事情があっても、書類の変更及び検定料の払い戻しの要求には応じない。

(3) 出願について、不明な点がある場合には、庶務課大学院係に問い合わせられたい。

(4) 合格・不合格に関する郵便・電話等による問い合わせには一切応じない。

平成4年11月

○平成5年度お茶の水女子大学大学院人間文化研究科（博士課程）概要

1. 目的

本学の博士課程は、女性研究者が専門諸分野の基盤に立つ高度の学際的総合研究を行うに必要な創造的能力を育成し、もって、学術水準の向上に寄与することを目的とする。

2. 修業年限 3年（本学の博士課程は、修士課程とは独立の課程である。）

3. 専攻及び入学定員

専攻名	比較文化学専攻	人間発達学専攻	人間環境学専攻	計
入学定員	16	10	9	35

4. 履修方法及び課程の修了

学生は、3年以上在学し、それぞれ専攻で定めた授業科目について所定の単位を修得し、かつ、学位論文審査並びに最終試験に合格しなければならない。

なお、学位論文提出にあたっては、入学試験で受験した言語以外の外国語1ヶ国語（ただし、日本古典語は外国語とはみなさない。）の試験に合格しなければならない。

5. 各専攻及び博士講座の要旨

専攻名	講座名	要旨
比較文化学専攻	文化構造論	文化構造の基礎理論と比較の原理・原論の探求を行うとともに、東洋文化と西洋文化それぞれの要素特質を究明して東西文化の対比対照的考察・交流・交渉関係の解明を行う。具体的実証的東西比較研究と並行して文化一般の構造・機能の本質に迫り、比較文化理論の樹立を目指す。
	日本文化論	日本文学を中心とする日本文化の歴史的・思想的・社会的展開を解明する。すなわち、まず、文学を対象とする研究領域から、歴史・思想・社会・人間関係などの各研究領域を併せて総合的に、日本文化の基本の探求を指向する。
	言語文化論	言語による文化—諸国語の文学を、その言語表現に留意しつつ比較対照し、あるいは、その相互影響の跡をたどって、より大きいパースペクティブの中での文学理論を目指す。また、言語の比較対照によって各国語の特質を究明する。

	専攻名	講座名	要 旨
比較文化学専攻		比較芸術論	芸術の諸分野における歴史的、地域的比較を行うとともに、各分野相互の比較を、単に現象面のみならず、精神面、機能面からも有機的に行い、芸術的創造ないし表現の本質を究明することを目的とする。
		比較社会構造論	東洋・西洋の各地域の文化を社会構造の面からとらえる。すなわち、社会構造、その変動過程、あるいは諸社会の接触交流について、歴史学・地理学・文化人類学など諸科学の視角から具体的にとらえるとともに、これを総合的に比較研究し、さらにこれに基づいて日本の社会構造及び文化構造の基本的性格を解明する。
		科学文化論	比較文化学の一環として科学基礎論並びに科学史の研究を行うとともに、人間文化の諸領域に内在する数理的構造を数学的、情報科学的に研究し、個別文化をつらぬく普遍的な文化構造の解明を目指す。
人間発達学専攻	生物学・心理学・教育学・社会学・文化人類学などの総合的寄与によって、人間発達の諸過程についての実証的研究を行い、ライフ・サイクルの各段階における教育環境、制度、目標などの妥当性と可能性を探究し、人間発達の目標を解明する。	発達基礎論	種としての人間発達の特質を明らかにするために、個体発生・系統発生上の比較考察から出発して、胎児期より老年期に至るまでの発達過程、各発達段階の特性、発達要因などの解明を目指すとともに、歴史的・人間学的考察にたつて総合的な発達目標の検討を行う。
		発達過程論	生涯にわたる人間発達の過程を、保育・教育・臨床等の実践との関連のもとに研究を行う。心理治療、保育の理論、診断、治療、実践の技法、家庭・集団・文化と人間発達との関連の諸問題を含む。
		発達環境論	人間発達と社会環境との関連を歴史的・地域的・国際的比較研究によって解明し、発達の各時期に対応する発達課題と教育課題を探求する。人間発達に影響を及ぼす意図的制度的な教育機関、内容及び非制度的な教育機会について、全体的、体系的に研究し、発達の機会を保障していく理論と方法の確立を目指す。

専攻名		講座名	要 旨
人間環境学専攻	文化の主体をなす人間の生態・行動形式の探究の基礎の上に生活に密着した物質文化の様態を、人間と環境とのかかわり合いという視点より解明を行う。	人間生態論	人間と自然環境との関係を、生物としての人間の面からと、環境の側からとの二つの研究方向からとらえる。それらの相互の関係の対比と関連とを総合化することによって、新しい人間生態学の基礎をつくりあげ、人類の生存のための最適環境を究明する。
		生活環境論	人間と生活環境との関係を、生活それ自身のあり方と生活より派生する諸問題の解決に焦点をおき、生活物質、素材の基本的条件の検討から生活を目的とする環境の最適状態及び諸条件を解明する。
		環境基礎論	人間をとりまく自然環境の構造及びそこに発生する諸現象の精密な研究を行い、それによって自然の本質を究明し環境学の基礎理論の確立に寄与する。

6. 担当専任教官

専攻名	講座名	担当指導教官	専攻名	講座名	担当指導教官
比較文化学専攻	文化構造論	教授 宮島 番 " 吉田 夏彦 " 佐藤 保 " 尾田 幸雄 " 田中 真砂子 助教授 中村 弓子	人間発達学専攻	発達基礎論	教授 土屋 賢二 " 原 ひろ子 " 上野 浩道 " 春日 喬 " 森下 はるみ 助教授 内藤 俊史
	日本文化論	教授 平野 由紀子 " 三木 紀人 " 浅井 清 " 大井 勇次郎 " 水谷 信子 助教授 安田 次郎 " 市古 夏生			発達過程論

専攻名	講座名	担当指導教官	専攻名	講座名	担当指導教官
比較文化学専攻	言語文化論	教授 宮川幸久 " 海老根静江哉 " 杉本正雅之 " 酒野本島勝子 " 内田正茂 助教授 相原	人間発達学	発達環境論	教授 宮原修夫 " 森隆剛彦 " 小川沢雅秀 " 湯加賀
	比較芸術論	教授 辻保子 " 板倉壽郎 " 徳丸吉彦 " 小藤池三枝 山和	人間環境学専攻	人間生態論	教授 富田守碩子 " 清水村堆 " 能馬昭兵衛 " 田場宮益 " 遠山善兵衛 内嶋
	比較社会構造論	教授 窪添慶文 " 石川秀宏 " 山本藤博行 " 内栗原尚夫 助教授 栗原		生活環境論	教授 小中彰夫 " 中島淳侯 " 前田信彦 " 荒川清一 " 本倉田忠男 " 五十嵐川昭二 小川
	科学文化論	教授 小川洋輔 " 渡山敏子 " 小細矢治夫 " 富澤永島徳子 " 石亀和井男 講師 井		環境基礎論	教授 富田功翠子 " 伊藤厚勲 " 松本正秀 " 藤原島秀文 " 真柴田文修 " 柴藤枝修 助教授 藤

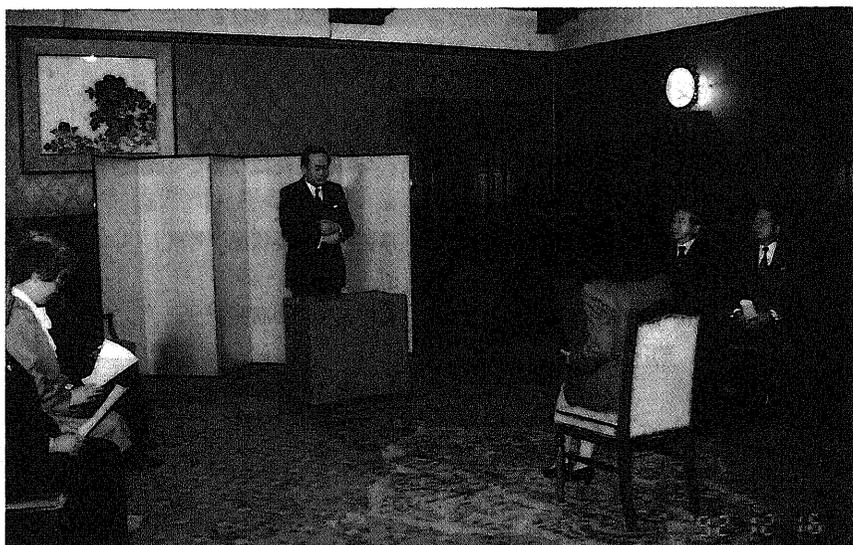
諸 報

○学位記授与式について

学位記授与が12月16日（水）大学会議室（生活科学部本館2階）において行われ、下記の者に理学博士の学位が授与された。

博乙第25号 江 崎 ひろみ

論文題目 Diffusion of a Quasiparticle in a Dynamically Fluctuating Medium
（揺動媒質における準粒子の拡散）



（学位記授与式）

○奨学金授与式について

平成4年度奨学金授与式が12月15日（火）大学会議室（生活科学部本館2階）で行われた。

奨学金受賞者

○保井・黒田奨学金受賞者

第47号 森 幸 恵

研究題目 「有機化合物の固相における構造と反応性に関する研究」

○被服学奨学金受賞者（2名）

第50号 梅 谷 知 世

研究題目 「近世服飾にみる舶来物の好尚」

第51号 藤 本 弥 生

研究題目 「快適な被服設計のための基礎的要因の検討」

○食物学奨学金受奨者（3名）

- 第47号 菅原悦子
研究題目 「食品の調理加工による香気形成に関する化学的研究」
- 第48号 寺沢なお子
研究題目 「微生物による食品メラノイジンの分解とその化学的性質の解明」
- 第49号 谷澤容子
研究題目 「食品評価に関する調理学的研究」

○家庭経営学奨学金受奨者（1名）

- 第35号 横谷愛
研究題目 「女子労働の歴史的視点による考察」

○人間文化研究科奨学金受奨者（1名）

- 第13号 金美郷
研究題目 「加齢に伴うコラーゲン成熟架橋生成におけるアスコルビン酸の役割に関する研究」

○池田摩耶子記念奨学金受奨者（4名）

- 第20号 朴善姫
研究題目 「韓国シャーマンの超自然的な身体変化についての研究」
- 第21号 陣美玲
研究題目 「遠慮表現に関する中国人学習者の習得状況の考察」
- 第22号 馬曉華
研究題目 「中国人移民労働者をめぐる中米関係の展開」
- 第23号 周加萍
研究題目 「中国における子どものルール概念発達に関する一考察」

○池田重記念奨学金受奨者（2名）

- 第3号 オンマー・トゥ
研究題目 「ミャンマーの倫理的教育と日本の倫理的教育」
- 第4号 張微
研究題目 「フロー形式熱交換熱量測定法による化学振動反応の研究」

○平成4年度外国人留学生奨学助成金受奨者（8名）

- 黄仁庸（韓国）
楊桂香（台湾）
周念麗（中国）
孟祥鳳（中国）
陳昭伶（台湾）
權赫仁（韓国）
吳海萍（中国）
金玲（台湾）



(奨学金授与式)

○平成4年秋の叙勲について

平成4年11月3日の秋の叙勲で本学名誉教授木原研三氏が勲三等旭日中綬章を、受章されました。

○永年勤続者表彰について

平成4年度永年勤続者表彰式が平成4年11月20日(金)大学会議室で行われ、被表彰者には、表彰状並びに記念品が授与されました。

被表彰者は次のとおりです。

文 教 育 学 部	徳 丸 吉 彦
“	栗 原 尚 子
理 学 部	柴 田 文 明
“	松 本 勲 武
“	馬 場 昭 次 子
生 活 科 学 部	黒 田 淑 子
附 属 小 学 校	横 山 善 実
庶 務 課	斎 藤 實 薫
会 計 課	峯 村 薫 子
“	佐 野 公 行
“	田 沼 文 樹
学 生 課	菊 池 政 樹



(永年勤続者表彰)

○海外渡航

所属・職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種目
文教育学部 ・教授	石黒節子	イタリア共和国	音楽の虹・ミラノ大会(国立ミラノ・ジュゼッペヴェルディ学院)伝統と現代の参加・出演のため。	4.10.23～ 4.10.30	海外研修
附属小学校 ・教諭	星野征男	アメリカ合衆国・ カナダ・オースト リア・ドイツ連邦 ・フランス共和国	平成4年度国立大学・学部附属 学校等教官海外教育事情視察。	4.10.23～ 4.11.6	外国出張
理学部 ・助教授	今野美智子	シンガポール 共和国	アジア結晶学会議に出席及び発 表のため。	4.11.12～ 4.11.17	海外研修
文教育学部 ・教授	小川剛	オーストリア共和 国・チェコスロバ キア社会主義共和 国・ドイツ連邦・ フランス共和国	ヨーロッパ諸国の社会教育事情 の視察及び資料収集。	4.11.16～ 4.11.27	海外研修
文教育学部 ・教授	井内昇	連合王国・イタ リア共和国	共同研究者との討議及び研究資 料収集。	4.11.14～ 4.11.28	海外研修
文教育学部 ・教授	徳丸吉彦	アメリカ合衆国	東アジア音楽の研究打ち合わせ 及び資料収集。	4.12.2～ 4.12.7	海外研修
文教育学部 ・助教授	林廣子	イタリア共和国	イタリア声楽作品研究。	4.12.3～ 4.12.7	海外研修
文教育学部 ・教授	宮島喬	フランス共和国 イタリア共和国	第二回開発問題国際フォーラム 出席及び資料収集。	4.12.2～ 4.12.9	海外研修
理学部 ・講師	小野薫	ドイツ連邦共和国	マックスプランク研究所に於い て幾何学の研究を行うため。	3.8.29～ 5.8.29	海外研修 (期間変更)

○研 修

名 称	実施日時	対象者	修了者	主 催
第27回関東甲信越地区 国立大学等会計事 務職員研修	平成4年10月26日 ～10月30日	現在会計事務に従事し、 かつ1年以上会計事務 の経験を有する者。	会計課司計係 岩田 光夫	文部省及び横浜国 立大学
平成4年度教職員等 中央研修講座	平成4年10月1日 ～11月5日	国・公立の小・中・高 等学校の校長、教頭以 外の教員で概ね35歳以 上50歳以下の者。	附属中学校 佐々木和枝	文 部 省
情報システム統一研 修(第1回システム 調達コース)	平成4年11月4日 ～11月6日	コンピュータ製品及び コンピュータサービス の調達に係る仕様書作 成に従事する職員。	会計課用度主任 富山 弘	総 務 庁

名 称	実 施 日 時	対 象 者	修 了 者	主 催
平成4年度厚生補導事務研修	平成4年11月9日 ～11月11日	国立大学教務厚生補導の職員で係長、主任の職にある者又はこれに準ずる者。	学生課就職保健係長 和賀 由子	文 部 省
平成4年度文部省施設担当職員研修会	平成4年11月16日 ～11月20日	各国立学校の中堅の施設担当職員(年齢30～40歳)も所属長が推薦する者。	施設課工営第一係 神田 浩美	文 部 省
平成4年度漢籍担当職員講習会	平成4年11月30日 ～12月4日	漢籍の整理等の業務に従事する職員。	付属図書館情報システム係 高橋ひとみ	文部省及び京都大学
第54回関東地区中堅係員研修	平成4年12月1日 ～12月10日	各号に該当する者で各省庁から推薦され、人事院関東事務局長が受講をみとめた者。 ア. 国家公務員採用Ⅲ種試験により採用し、概ね8年の経験を有する者及びⅡ種試験により採用し、概ね3年の経験を有する者並びにこれと同等と認められる者。 イ. 4月1日現在30歳未満の者。 ウ. 勤務成績が優秀な者。	附属図書館総務係 林 伸早 施設課設備係 桜井 明	人 事 院

○健康診断

事 項	実 施 日 時	対 象 者	受診者数	実 施 場 所
V D T 検診	平成4年11月12日	コンピュータの端末装置、ワープロ等の作業従事職員に対し、特に必要と認められた者。	42人	保健管理センター前 集団検診車
肝臓機能検査	平成4年11月12日～ 11月13日	4月1日現在35歳及び40歳以上の職員及び保健管理センター所長が認められた者。ただし、人間ドック、特別定期健康診断受診者及び遠隔地勤務者を除く。	79人	保健管理センター
胃 の 検 査	平成4年11月13日	4月1日現在満40歳以上の職員ただし、昨年直接2次検診と判定された者、人間ドック受診者及び妊娠中の女子職員を除く。	36人	保健管理センター前 集団検診車

事 項	実 施 日 時	対 象 者	受診者数	実 施 場 所
遠隔地勤務者健康診断	平成4年11月25日	理学部附属臨海実験所及び館山野外教育施設勤務者。	6人	千葉県館山保健所 長野県中野保健所
職員定期健康診断 (第2回)	平成4年11月30日	全職員。ただし、前回と人間ドックの受診者及び遠隔地勤務者を除く。	26人	保健管理センター

○レクリエーション行事

行 事 名	実 施 日 時	参加者数	内 容 ・ 入 賞 者	実 施 場 所
第6回職員及び家族の総合文化祭	平成4年10月26日 ～10月28日	56人	写真、園芸、手工芸、絵画、工作物、日本刺繍、出版物、釣り等の展示及びBGM班主催のカラオケ大会を実施。	文教育学部 第一会議室
平成4年度教職員ポウリング大会	平成4年11月30日 18時～20時	45人	優 勝 市川 博(附小)・八重樫博(施設) 丸山彰英(会計) 準優勝 高木義紀(庶務)・中島武幸(庶務) 松本陽子(会計) 第3位 薄葉 章(理学)・西村光範(会計) 菊池慶文(学生) 男子の部 1位 西村光範 2位 高木義紀 3位 小田野弘和 女子の部 1位 涌井豊子 2位 木下元子	池袋ブラウズ ウィック
平成4年度観劇	平成4年11月7日 11月8日 11月14日 11月15日 11月21日	60人	題名 「謎帯一寸徳平衛」・「団子売」	国立劇場
職員バトミントン大会 (班主催による)	平成4年12月15日 17時～19時	30人	優 勝 会計課チーム 準優勝 附属中学校チーム	附属中学校体育館



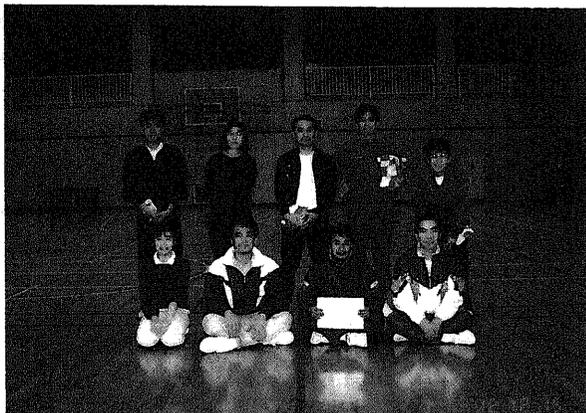
(第6回 職員及び家族の総合文化祭)



(第6回 職員及び家族の総合文化祭)



(職員バトミントン大会 優勝 会計課チーム)



(職員バトミントン大会 準優勝 附属中学校チーム)

日	誌
---	---

◇諸 会 議

- 10月19日(月) 厚生協会役員会
 20日(火) 部局長会議
 生活環境研究センター運営委員会
 21日(水) 各学部教授会
 22日(木) 教育系大学附属学校部長・事務長
 協議会
 国立22大学理学部部長会議
 23日(金) 第10回国立大学理学部部長会議
 24日(土) 女子大学連盟総会(於 相模女子
 大学)
 26日(月) 学生委員会・学寮委員会・学寮協
 議会
 27日(火) 部局長会議
 保井・黒田奨学金審査委員会
 28日(水) 評議会
 人間文化研究科会議
 29日(木) 国立15大学長懇話会(於 鹿屋体
 育大学、30日まで)
 11月4日(水) 一般教育・教務合同委員会
 6日(金) 事務連絡会議
 9日(月) 全国国立大学理学系学長会議(於
 金沢大学、10日まで)
 10日(火) 草津セミナーハウス事務担当者会
 議(於 草津セミナーハウス、11
 日まで)
 11日(水) 国立大学協会総会(於 学士会館、
 12日まで)
 13日(金) 国立大学協会事務連絡会議(於
 学士会館)
 関東C地区事務電算化専門委員会
 (於 東京工業大学)
 日本育英会奨学金・授業料免除選
 考会
 16日(月) 学生委員会・学寮委員会
 東京地区大学入試センター試験に
 関する入試担当課長会議
 17日(火) 部局長会議
 18日(水) 各学部教授会

関東甲信越地区管理事務協議会
 (19日まで)

- 24日(火) 部局長会議
 11月25日(水) 評議会
 人間文化研究科会議
 26日(木) 関東甲信越地区国立学校等安全管
 理協議会(於 学芸大学、26日ま
 まで)
 30日(月) 学生・学寮合同委員会
 一般教育・教務合同委員会
 12月2日(水) 入学試験委員会
 4日(金) 事務連絡会議
 附属学校部長候補者選考委員会
 外国人留学生委員会
 8日(火) 女性文化研究センター運営委員会
 部局長会議
 9日(火) 各学部教授会
 15日(水) 部局長会議
 附属学校委員会
 大学入試センター試験入試担当者
 連絡協議会(於 昭和女子大学)
 16日(水) 評議会

◇行 事 等

- 10月19日(月) 理学部帰国子女特別選抜願書受付
 (11月2日まで)
 21日(水) 附属図書館長選挙、体育祭
 24日(土) 公開講座
 26日(月) 理学部・生活科学部推薦入学願書
 受付(11月2日まで)
 関東甲信越地区国立大学等会計事
 務職員研修(於 婦人教育会館、
 30日まで)
 31日(土) 公開講座
 11月4日(水) 「国立大学等と産業界等との研究
 協力」に係る事務説明会(於 群
 馬大学)
 情報システム統一研修(於 合同
 庁舎、6日まで)
 6日(金) 理学部懇話会
 東京地区国立大学連合文化祭
 7日(土) 徽音祭(8日まで)
 9日(月) 厚生補導事務研修(11日まで)

- | | |
|----------|--|
| 11日(水) | 附属幼稚園願書受付
日本育英会奨学金返還説明会 |
| 12日(木) | 肝機能検査(13日まで)
VDT検診
附属幼稚園第1次検定(抽選) |
| 13日(金) | 胃の検診 |
| 14日(土) | 公開講座 |
| 19日(木) | 大学入学広報セミナー(於 有楽町朝日ホール) |
| 20日(金) | 永年勤続者表彰式 |
| 21日(土) | 公開講座 |
| 26日(木) | 附属小学校願書受付 |
| 28日(土) | 公開講座
厚生補導担当教職員研修(29日まで) |
| 29日(日) | 創立記念日 |
| 30日(月) | 推薦入学第2次選考(文教育学部)
附属小学校入試第1次検定(抽選)
第2回一般定期健康診断
ホウリング大会 |
| 12月1日(火) | 推薦入学第2次選考(3学部)
附属中学校、高等学校入学願書記布開始 |
| 2日(水) | 附属高等学校創立110周年記念式典・祝賀音楽会 |
| 5日(土) | 留学生と語ろう in 大山寮(6日まで) |
| 7日(月) | 私費外国人留学生(研究生)願書受付 |
| 10日(木) | 関東財務局共済組合年次監査(11日まで)
推薦入学・帰国子女合格発表 |
| 15日(火) | 奨学金授与式 |
| 16日(水) | 学位記(博士論文)授与式 |